

# 第4章 施策の体系、個別施策等

## 1 施策の体系

区 の 将来像	基本 理念	方 針	施 策 の 方 向	重点施策
環 境 先 進 都 市 あ ら か わ の 実 現	環 境 区 民 に よ る 質 の 高 い 循 環 型 社 会 の 構 築	基本方針1 排出抑制の 促進	施策 家庭ごみの削減	可燃ごみの約半数 を占める生ごみ (厨芥類)の減量
			施策 事業系ごみの削減	
			施策 再使用(リユース)の推進	
		基本方針2 リサイクル の推進	施策 資源回収方法の拡充	不燃ごみ・粗大 ごみの資源化
			施策 資源化の更なる徹底	
			施策 事業系リサイクルの推進	
		基本方針3 参画と協働 体制の推進	施策 未来につながる環境教育・ 環境学習	環境教育の充実 及び学習の機会 拡大
			施策 地域に根差した参画と協働 の推進	
			施策 清掃・リサイクル情報の 「見える化」	
		基本方針4 適正排出の 推進	施策 清掃事業の適正な運営	清掃事業における 適正排出の推進
			施策 家庭ごみの適正排出の推進	
			施策 事業系ごみの適正排出の 推進	

目標	平成33年度目標値（区民1人1日当たり）			
	総排出量	800g	（平成22年度比	160g）
	総ごみ量	600g	（平成22年度比	200g）
	資源回収量	200g	（平成22年度比	+40g）
	リサイクル率	25%	（平成22年度比	+8.6ポイント）

## 個 別 施 策

1 食品ロス削減に向けた周知の徹底（区民向け）	5 家庭ごみの有料化の検討
2 もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集	
3 生ごみ減量の普及啓発（生ごみの水切りの徹底等）	
4 フードドライブの実施	
6 食品ロス削減に向けた周知の徹底（事業者向け）	9 荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施
7 もったいない協力店の募集	
8 事業者への更なる働きかけ （環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等）	
10 フリーマーケット等による再利用（リユース）の取組	15 家具の再利用事業の実施
11 マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進	16 再利用（リユース）の普及に向けたリーフレットの作成
12 再利用（リユース）の講座の開催	17 修理（リペア）などの新たなRの普及啓発
13 再利用（リユース）ショップの紹介	
14 不用品情報交換制度の実施	

18 新たな資源回収に向けた取組の実施 （不燃ごみに含まれる資源）	20 資源回収方法の拡充（中型家電及び小型家電）
19 新たな資源回収に向けた取組の実施 （粗大ごみに含まれる資源）	21 資源回収方法の拡充（蛍光灯・廃食油その他）
23 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 （紙製容器包装類等その他紙リサイクル）	22 資源回収方法の検討（プラスチック製容器包装類等）
24 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施（古布）	26 あらかわりサイクルセンターの運営
25 資源化の更なる徹底に向けた取組の実施（びん・缶類）	27 資源持ち去り対策の支援
28 事業者への更なる働きかけ （紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知）	
29 事業系資源のリサイクルの促進	
30 インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	

31 園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動	33 区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入
32 あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の実施	34 小学生への環境教育・環境学習の更なる充実
	35 体験型学習等の推進
36 3Rリーダーの養成講座の実施	39 あらかわエコセンター・あらかわりサイクルセンターを活用した情報発信
37 3Rリーダーとの協働 （ごみ減量・リサイクル事業普及啓発）	40 3R行動会議の実施
38 環境・リサイクル活動団体等との協働	
41 優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	45 東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」
42 ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介（もったいない協力店等）	46 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」
43 修理店の紹介等	
44 ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」	

47 清掃事業の適正な運営	50 取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知
48 収集ルートの見直し	51 災害廃棄物処理計画の策定
49 取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施 （水銀体温計等）	
52 地域による見守りが必要な方への取組 （区による戸別訪問収集）	55 多言語への対応（イラストを効果的に使用したパンフレット作成等）
53 地域による見守りが必要な方への取組 （地域の方々の温かい取組への見守り）	56 転入者への周知促進（不動産事業者等への協力依頼）
54 地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進	57 ふれあい指導の実施
57 ふれあい指導の実施（再掲）	
58 適正排出に向けた更なる指導の強化 （事業系ごみ排出者の登録制度の導入等）	

個別施策の 印は、重点的に取り組む施策である。

## 2 個別施策等

### 基本方針 1 排出抑制の促進

ごみ減量については、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」の実践が有効な手段ですが、資源化（リサイクル）の前にまずは、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）によりごみの量を減らしていきます。区は、区民・事業者に対し排出抑制のための積極的な働きかけを行っていきます。こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

#### 施策の方向

- 施策 家庭ごみの削減
- 施策 事業系ごみの削減
- 施策 再使用（リユース）の推進

また、「可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量」を、「基本方針1 排出抑制の促進」における重点施策として設定し、様々な個別施策に取り組んでいきます。

### 重点施策 可燃ごみの約半数を占める生ごみ（厨芥類）の減量

排出抑制の促進の中で最も効果的なのは生ごみ（厨芥類）の減量です。発生してしまった生ごみについては、水切りを徹底するとともに、生ごみ処理機\*（乾燥式やたい肥ができるコンポスト式など）の活用などを区民に積極的に呼びかけていきます。また、食べられるのに捨てられる食品（食品ロス）を減らすことも大変重要です。食品ロスを減らすため、区民や飲食店などの事業者に対し啓発活動や様々な取組を行っていきます。

個別施策のうち、主な施策（重点施策・新規施策等）については、次のとおりです。

#### 主な施策

##### 施策 家庭ごみの削減

#### （1）生ごみ減量に向けた取組

国内では食品由来の廃棄物が平成25年度に2,797万トン発生しています。そのうちの632万トンがいわゆる食品ロスとされています。生ごみの減量や食品ロス削減について、区報や区ホームページ、メールマガジン等での周知に加えて、区で開催されるイベント（環境・清掃フェア等）へのブース

出展などを行い、更なる普及啓発を図ります。【重点】

生ごみには水分が約80%含まれているので、家庭での生ごみ減量に向けて区民に対し、水切りの徹底により生ごみを減らしていただくための取組を行います。【重点】

生ごみの減量やたい肥の活用を目的とした、生ごみ処理機の購入助成事業を引き続き実施します。

家庭で実践できる食品ロスを減らすためのレシピ(もったいないレシピ\*)やアイデアを募集し、区報や区ホームページ、メールマガジン等で紹介します。【重点】

区の3Rに関するイベント開催時などに、家庭で眠っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人を支援する事業(フードドライブ\*)などを行います。

## (2) 家庭ごみの有料化の検討

家庭ごみの有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底ができることや、ごみ減量に対して区民が当事者意識を持つことができること、費用負担の公平化などといった効果が挙げられます。

一方で、区民に新たな費用負担が生じること、ごみの減量効果が限定的であること、戸別収集費用の増加、不法投棄等の対応が生じることなど、費用対効果の面で解決すべき課題も多くあります。

また、これまでの清掃リサイクル事業の経緯や、事業系一般廃棄物処理手数料を23区で統一的に扱っていること、他区と近接している地理的条件などを考慮すると、23区間による調整・連携等も必要です。

家庭ごみの有料化の前提として、不燃ごみや粗大ごみの資源化など新たな品目の資源回収の実施や、可燃ごみの半数を占める生ごみの減量、可燃ごみや不燃ごみとして出される資源の分別徹底の推進など、多様な3R推進のための施策を実施していきます。有料化については、これらの施策や働きかけを実施しつつ、数値目標の達成状況を勘案しながら、広く区民とともに考えていきます。

## 施策 事業系ごみの削減

### (1) 事業者を対象とした食品ロス削減のための取組

事業者に対しても、生ごみ減量や食品ロス削減のための取組を行うよう働き

かけます。事業系食品ロス削減のための取組として、食材の在庫管理の徹底や、小売店の生鮮食品や惣菜の売り切り、宴会時でのコース料理食べ切り運動（30・10運動<sup>さんまる いちまる</sup>）の実施の呼びかけなどを行います。

また、30・10運動\*に合った宴会のコース料理を提供できるよう事業者に働きかけていきます。【重点】

30・10運動.....会食や宴会などで乾杯後の30分間と、閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

食べ切りやすい小盛メニュー・宴会メニューの案内や料理提供時の食べ切りの声掛けやなど、食品ロス削減の取組を実施する飲食店に数多く参加いただけるよう引き続き募集し、「あら！もったいない協力店\*」として区報や区ホームページ、メールマガジン等でその取組を紹介します。【重点】

小売店に対しては、単身世帯向けの少量の惣菜・ばら売りの食材等の提供、賞味期限・消費期限が切れる前の売り切り、期限切れ食品の独自の食品リサイクルルートの設定など、食品ロス削減に向け取り組んでいただけるよう区でも更に働きかけます。【重点】

## （2）事業者への更なる働きかけ

事業系ごみの減量のために、生ごみの減量以外についても更なる働きかけを行っていきます。環境にやさしい製品の販売やリターナブル容器の使用、レジ袋や過剰包装の削減など、環境にやさしいビジネススタイルへの転換を事業者に対して働きかけます。

## （3）荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施

区は、環境区民の一員として、また、区内最大規模の事業者として、「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」の実施を通して、区民や事業者に対して模範となるごみ減量やリサイクル推進を率先して実践します。

**参考** 荒川区役所環境配慮率先行動プラン（26年3月改定）

地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷を軽減させるために区役所が率先して行う具体的な行動計画です。

省資源・リサイクルの推進については、主に、次のような取組項目を定めています。

- ・ 廃棄物の発生抑制
- ・ 再使用・再資源化の推進
- ・ グリーン購入の推進
- ・ 用紙類等の使用量の削減
- ・ ペーパーレスシステムの推進

## **施策 再使用（リユース）の推進**

不用品有効活用促進のため、リユースショップ事業者（古本屋・リサイクルショップ等）を区報や区ホームページ、メールマガジン等で紹介します。

### **【新規】**

再使用（リユース）の推進事業として、フリーマーケットや再使用（リユース）の講座の開催、不用品情報交換制度、家具の再使用事業を引き続き実施します。

## 個別施策一覧

新規……計画中間見直し時（平成29年度）以降に実施する施策  
 重点……重点的に取り組む施策

施策の方向		個別施策	重点	新規
家庭ごみの削減	1	食品ロス削減に向けた周知の徹底（区民向け）		
	2	もったいないレシピ・ごみ減量アイデア募集		
	3	生ごみ減量の普及啓発（生ごみの水切りの徹底等）		
	4	フードドライブの実施		
	5	家庭ごみの有料化の検討		
事業系ごみの削減	6	食品ロス削減に向けた周知の徹底（事業者向け）		
	7	もったいない協力店の募集		
	8	事業者への更なる働きかけ（環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等）		
	9	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施		
再使用（リユース）の推進	10	フリーマーケット等による再使用（リユース）の取組		
	11	マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進		
	12	再使用（リユース）の講座の開催		
	13	再使用（リユース）ショップの紹介		
	14	不用品情報交換制度の実施		
	15	家具の再使用事業の実施		
	16	再使用（リユース）の普及に向けたリーフレットの作成		
	17	修理（リペア）などの新たなRの普及啓発		

## 基本方針 2 リサイクルの推進

排出抑制の取組を行っても、なお排出されるものについては、コストや環境負荷に配慮しながら、可能な限り資源としての活用を推進します。平成27年度時点での区のリサイクル率は、16.2%であり、平成33年度の数値目標である25%を大きく下回っていることから、リサイクルの推進に係る施策を積極的に行っていきます。

こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

### 施策の方向

- 施策 資源回収方法の拡充
- 施策 資源化の更なる徹底
- 施策 事業系リサイクルの推進

また、「不燃ごみ・粗大ごみの資源化」を、「基本方針2 リサイクルの推進」における重点施策として設定します。

### 重点施策 不燃ごみ・粗大ごみの資源化

不燃ごみや粗大ごみには資源として活用できる鉄やアルミニウムなどの金属類やガラス類を含んだ製品が多く排出されています。

更なるリサイクルの推進を目指し、不燃ごみと粗大ごみの資源化を進め、リサイクル率の向上を図ります。

個別施策のうち、主な施策(重点施策・新規施策等)については、次のとおりです。

### 主な施策

#### 施策 資源回収方法の拡充

##### (1) 新たな資源回収の実施

区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみに含まれる資源については、ピックアップ回収などを活用し、鉄やアルミニウムなどの金属類やガラス類などを新たな資源として回収を行っていきます。【重点・新規】

##### (2) 資源回収方法の拡充及び検討

中型家電・蛍光管・廃食油などについては、あらかじめリサイクルセンターなどの区施設で拠点回収を行うとともに、イベント回収等を行い、資源回収方法の拡充を図ります。



現在資源として回収を行っていないプラスチック製容器包装類についても、環境負荷や経済性等を考慮したうえで、資源回収について検討していきます。

## **施策 資源化の更なる徹底**

### **(1) 資源の正しい分別方法の周知徹底**

可燃ごみとして出されやすい集団回収品目である資源について、とりわけ、既に9割以上の町会で回収を実施している古布と、紙製容器包装類をはじめとする雑がみなどは、区民が適正に資源として排出するよう、周知を徹底します。

不燃ごみとして出されやすい集団回収品目である資源（特にびん・缶）についても、区民が適正に資源として排出するよう、周知を徹底します。

また、同様に不燃ごみとして出されている拠点回収品目である資源（使用済小型家電等）についても、区民への更なる周知を行っていきます。

### **(2) あらかわりサイクルセンターの運営**

平成28年10月に開設したあらかわりサイクルセンターでは、区内から集団回収などで回収した資源の中間処理を、長期的に持続可能な安定した状態で実施します。

## **施策 事業系リサイクルの推進**

事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクル\*利用の周知を行うとともに、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけます。

## 個別施策一覧

施策の方向		個別施策	重点	新規
資源回収方法の拡充	18	新たな資源回収に向けた取組の実施 (不燃ごみに含まれる資源)		
	19	新たな資源回収に向けた取組の実施 (粗大ごみに含まれる資源)		
	20	資源回収方法の拡充 (中型家電及び小型家電)		
	21	資源回収方法の拡充 (蛍光管・廃食油その他)		
	22	資源回収方法の検討 (プラスチック製容器包装類等)		
資源化の更なる徹底	23	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (紙製容器包装類等その他紙リサイクル)		
	24	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (古布)		
	25	資源化の更なる徹底に向けた取組の実施 (びん・缶類)		
	26	あらかわりサイクルセンターの運営		
	27	資源持ち去り対策の支援		
事業系リサイクルの推進	28	事業者への更なる働きかけ (紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知)		
	29	事業系資源のリサイクルの促進		
	30	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化		

### 基本方針3 参画と協働体制の推進

ごみ減量・リサイクル推進のために、園児・小学生・一般区民を対象とした環境教育・環境学習の普及啓発活動を一層進めていきます。

また、環境区民である区民・事業者・区が、ごみ減量・リサイクル事業を協働で推進していく体制を築いていきます。

こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

#### 施策の方向

- 施策 未来につながる環境教育・環境学習
- 施策 地域に根差した参画と協働の推進
- 施策 清掃・リサイクル情報の「見える化」

また、「環境教育の充実及び学習の機会拡大」を、「基本方針3 参画と協働体制の推進」における重点施策として設定し、様々な個別施策に取り組んでいきます。

#### 重点施策 環境教育の充実及び学習の機会拡大

区民に対する普及啓発の方法のひとつとして環境教育・環境学習の実施は非常に有効です。従来 of 3Rに関する環境教育・環境学習に加えて、園児や小学生を対象に食育も含めた食品ロス削減のための環境教育を実施し、保護者に対しての普及啓発にもつなげます。

また、あらかわりサイクルセンターでは資源の中間処理の見学や、リサイクルされたガラスを使用したガラス工房などを開設し、環境教育・環境学習を実施します。

個別施策のうち、主な施策(重点施策・新規施策等)については、次のとおりです。

#### 主な施策

**施策 未来につながる環境教育・環境学習**

##### (1) 食品ロス削減のための啓発活動

食品ロス削減に関する内容を含めた環境教育による普及啓発活動を教育委員会など関係部署と連携し充実させます。

保育園児・幼稚園児に対しては、紙芝居等を利用した食育等により、小学生に対しては、食品ロス削減のためのリーフレットの配付や学校への出前授業等により、食品ロス削減のための環境教育を行い、子どもたちや保護者等に対し啓発活動を行います。【重点】

## (2) あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習の実施

あらかわりサイクルセンターを活用した環境教育・環境学習を実施します。小中学生の社会科見学や区民による施設見学会など、積極的に環境教育・環境学習の場として活用していきます。

施設見学の際は、工房体験を組み合わせた多様なメニューを用意し、リサイクルに興味や関心を持てる環境教育・環境学習を実施していきます。【重点】

## (3) 環境教育・環境学習の更なる推進

「環境先進都市あらかわ」の将来を担う子どもたちに、小学校などでの環境教育・環境学習の場を通して、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルに関する知識・情報を積極的に提供します。また、その際に、体験型学習など楽しみながら学ぶことの出来る啓発事業を実施します。【重点】



スケルトン清掃車での環境学習の様子



あらかわりサイクルセンターの見学通路

## 施策 地域に根差した参画と協働の推進

### (1) 3Rリーダー等の養成と協働

地域において、ごみ減量・リサイクルを推進する区民「3Rリーダー」を養成していきます。長く地域に携わっている方だけではなく、子育て世代などの若い世代も対象に、「3Rリーダー」の養成講座等を開催していきます。また、ごみ減量やリサイクル推進の普及啓発活動についても、区が情報発信するだけではなく、区と3Rリーダーが協働しながら取り組んでいきます。

【新規】

ごみ減量・リサイクル推進事業について、町会等地域の方々や、環境・リサイクル団体等と協働しながら実施します。

### (2) あらかわりサイクルセンター・あらかわエコセンターを活用した情報発信

環境区民が一体となって環境問題に取り組む活動拠点であるエコセンターと、3Rを中心とした様々なRの拠点であるあらかわりサイクルセンターの双方が連携しながら、普及啓発や各種イベントなどの情報を発信していきます。また、あらかわりサイクルセンターは、周辺の東京ガス株式会社や産業技術高等専門学校などの特色ある施設と連携した事業展開を図り、地域と一体と

なった普及啓発などの情報発信に努めます。

様々なR……「断る（リフューズ）」、「修理する（リペア）」、「借りる（レンタル）」など、3R「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）」以外のごみを減らすためのキーワードです。

### （3）3R 作戦会議の実施

地域の方々を交えて、ごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議（3R作戦会議）を開催し、地域特性に見合った事業を展開していきます。【新規】

## 施策 清掃・リサイクル情報の「見える化」

### （1）優良事業者などの紹介

ごみ減量・リサイクルに関する取組をより一層推進していくにあたり、優れた取組を行っている事業用大規模建築物の所有者や、食品ロス削減に取り組む事業者、修理を行う事業者等を区報やホームページ、メールマガジン等で紹介します。

### （2）清掃・リサイクル情報の「見える化」

区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持っていただくために、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費等について、より分かりやすく示します。

また、23区で共同処理しているごみの中間処理や埋立処分に要する経費は、区内で発生したごみ量に応じた負担の割合とされています。こうした経費の軽減を図るためにも、環境区民が一体となってより一層のごみの減量やリサイクルの推進に取り組む必要性を発信します。

## 個別施策一覧

施策の方向		個別施策	重点	新規
未来につながる環境教育・環境学習	31	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス削減のための啓発活動		
	32	あらかわりサイクルセンターにおける環境教育・環境学習の実施		
	33	区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入		
	34	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実		
	35	体験型学習等の推進		
地域に根差した参画と協働の推進	36	3Rリーダーの養成講座の実施		
	37	3Rリーダーとの協働 (ごみ減量・リサイクル事業普及啓発)		
	38	環境・リサイクル活動団体等との協働		
	39	あらかわエコセンター・あらかわりサイクルセンターを活用した情報発信		
	40	3R行動会議の実施		
清掃・リサイクル情報の「見える化」	41	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等		
	42	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介 (もったいない協力店等)		
	43	修理店の紹介等		
	44	ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」		
	45	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」		
	46	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」		

## 基本方針 4 適正排出の推進

環境区民によるごみ減量への取組がなされた後、どうしても排出されてしまうごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るために、今後も引き続き適正に処理していきます。そのためにも、区民・事業者が適正にごみを排出するよう推進します。同時に、効率性や環境に配慮するとともに、荒川区の地域特性を踏まえたきめ細やかな収集・運搬体制を推進します。こうしたことから、次の3つの施策の方向を掲げます。

### 施策の方向

- 施策 清掃事業の適正な運営
- 施策 家庭ごみの適正排出の推進
- 施策 事業系ごみの適正排出の推進

また、「清掃事業における適正排出の推進」を、「基本方針 4 適正排出の推進」における重点施策として設定し、様々な個別施策に取り組んでいきます。

### 重点施策 清掃事業における適正排出の推進

ごみの適正な排出方法を区民や事業者にも周知するふれあい指導\*を拡充します。事業系ごみ等を排出する際に、ごみ処理券を貼らずに家庭ごみとして出す事業者に対する指導を強化し、ごみ処理経費負担の公平化に努めます。また、首都直下型地震や水害などの災害時に発生する災害廃棄物(がれき・し尿等)の処理に関する基本計画(災害廃棄物処理計画)の策定や、環境保護の観点から水銀等の有害廃棄物の拠点回収等の拡充に努めていきます。

個別施策のうち、主な施策(重点施策・新規施策等)については、次のとおりです。

### 主な施策

#### 施策 清掃事業の適正な運営

##### (1) 清掃事業の適正な運営

生活環境を保全するため、排出されたごみは効率的かつ経済性を考慮した収集運搬体制の構築に努めます。

## (2) 取扱いに注意を要する廃棄物の適正処理の推進

体温計や血圧計などの水銀の入った廃棄物については、環境保護の観点から分別回収・拠点回収・イベント回収などを行っていきます。**【重点】**  
医療廃棄物など、取扱いに注意を要する廃棄物についても、引き続き適正な処分方法の周知を徹底していきます。

## (3) 災害廃棄物処理計画の策定

首都直下型地震や水害などの災害があった際に発生する災害廃棄物（がれき・し尿等）を適正かつ迅速に処理するために、災害廃棄物処理計画を策定していきます。**【重点・新規】**

## 施策 家庭ごみの適正排出の推進

### (1) 地域による見守りが必要な方への取組

分別は適正処理の基本であることから、適正な排出をするための様々な取組を実施します。従来より区が実施している、地域による見守りが必要な高齢者や障がい者を対象とした戸別訪問収集だけではなく、ごみや資源を自分で出すことが困難な区民に対しては、関係機関と連携しながら、特別な配慮を検討します。

また、集団回収の際に、地域の方々が外出の困難な方の手助けを行うといった温かい取組が地域に根付いていますので、今後も大切に見守っていきます。

### (2) 区民に対する適正排出の推進

ごみ・資源の適正排出を推進するために、管理者が常駐していないワンルームマンションなどに住む増加の傾向にある単身世帯や、転入者・外国人等に対して、荒川区のごみ出し・分別ルール周知の徹底を引き続き行います。区報や区ホームページ、メールマガジン等の電子媒体や、チラシ等で、イラストや写真、多言語を用いて分かりやすくごみや資源の正しい出し方や分別方法を周知していきます。

ごみ排出のルール・マナー違反への対応については、ふれあい指導を継続します。さらに、適正排出に対する指導助言を目的とした、ごみ集積所（資源回収拠点）の状況を把握するための方法（地図情報システムの利用等）を検討します。**【重点】**

## 施策 事業系ごみの適正排出の推進

事業者を対象としたルール・マナー違反への対応については、引き続き、自己処理責任に基づき、事業系有料ごみ処理券を貼付し、適正に排出するよう、助言や指導の徹底を図ります。区内には小規模事業所が多いという区の特



を十分に考慮した上で、こうした適正排出に向けた指導を強化していきます。また、事業系ごみに対しても、家庭ごみと同様に、適正排出に対する指導助言を目的とした、ごみ集積所の状況を把握するための方法を検討します。【重点】

事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の大規模建築物に加え、1,000㎡以上の要綱指導対象事業所、さらには小規模な事業所に対しても、適切な助言や指導を行います。【重点】

### 個別施策一覧

施策の方向		個別施策	重点	新規
清掃事業の適正な運営	47	清掃事業の適正な運営		
	48	収集ルートの見直し		
	49	取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収等の実施（水銀体温計等）		
	50	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知		
	51	災害廃棄物処理計画の策定		
家庭ごみの適正排出の推進	52	地域による見守りが必要な方への取組（区による戸別訪問収集）		
	53	地域による見守りが必要な方への取組（地域の方々の温かい取組への見守り）		
	54	地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進		
	55	多言語への対応（イラストを効果的に使用したパンフレット作成等）		
	56	転入者への周知促進（不動産事業者等への協力依頼）		
	57	ふれあい指導の実施		
事業系ごみの適正排出の推進	58	適正排出に向けた更なる指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の導入等）		